



消費生活サポーターだより No.84

令和8年3月

長野県消費生活サポーターの皆様、こんにちは。寒さもだいぶやわらぎ、桜が待ち遠しい時期となりました。季節の変わり目は体調を崩しやすい時期です。体調管理に気を付けてください。

今月は、「光回線サービスの卸売等に関する勧誘トラブルに御注意！」等を掲載しました。活動の参考にご覧ください。



知っておきたい役立つ情報 ～消費者トラブル～

◎ 「お宅の電話料金を安くします。」という電話はかかってきませんか？

まだまだある「光回線サービスの卸売り」・「アナログ回線戻し」に関する勧誘トラブルに御注意！

昨今は携帯電話・スマートフォンの普及により、固定電話を所有していない家庭も増えてきていますが、まだ半数以上、特に高齢者世帯ではかなり多くの家庭で固定電話を所有している状況です。

固定電話では、平成27年2月からNTT東日本・西日本で光回線サービスの卸売りを開始し、卸売を受けた異業者からの新規参入を含む多くの事業者（光コラボレーション事業者）が、卸売を受けた光回線とプロバイダーや携帯電話等を組合わせた独自サービスを、様々な料金や契約形態で消費者に提供しています。

消費者にとっては契約先の選択肢が増えましたが、その一方で卸売りをを受けた事業者の勧誘時の説明不足により、契約事業者が変わってしまったり、不必要なオプション付きの契約になってしまい、かえって高くなってしまったといった相談が平成27年ごろから消費生活センターに寄せられはじめ、現在でも相談電話がかかっています。

また、「光回線をアナログ回線に戻せば料金が安くなる」という勧誘の電話によるトラブルについても消費生活センターに寄せられています。

【相談事例】

（事例1）

大手電話会社の代理店を名乗り、「新サービスです」と電話がかかってきたので、てっきり長年契約している大手電話会社からの新サービスの案内だと思って話を聞いた。利用料が安くなるなと思い、代理店の担当者に電話で言われるまま転用承諾番号をインターネットで取得し、伝えた。ところが届いた登録完了通知を見たら大手電話会社とは別会社との契約であることが分かった。オプション契約も付加されていて、現在の料金よりも高くなることも分かった。大手電話会社以外と契約するつもりはない。料金も高くなることは想定していなかった。解約したい。

（消費者庁イラスト集より）



（事例2）

大手通信会社を名乗る者から両親宅に電話があり、「インターネット回線を解約し電話をアナログ回線に戻すと今より料金が安くなる。」と説明され、大手通信会社であるし料金も安くなると思い承諾した。

工事費として請求された金額を銀行振り込みで払ったあと、事業者から電話があり、「アナログ戻しの契約と一緒に補償サービスも締結している」と言われた。そのようなサービスのことは聞いていない。不審に思い補償サービスは不要だとして解約を申し出たが、違約金を請求されている。

【思わぬ契約を防ぐには・・・】

- ▶ すぐには契約せず、勧誘を受けた事業者名と契約内容をしっかり確認しましょう

- ▶ 契約するときには、契約書面の交付を求めましょう。電気通信事業者には契約締結後に遅滞なく、契約内容を明らかにする書面（契約書面）を交付する義務があります。
- ▶ 光回線等の契約は「初期契約解除制度」により、契約書面受領日等から 8 日以内に契約解除を行う旨のはがき等の書面を発することにより、利用者の都合のみで契約を解除することができる場合があります。また、「アナログ戻し」の手続き代行サービスや、生活サポートサービスなどを訪問販売や電話勧誘販売で契約した場合には、一定期間内であればクーリング・オフできる場合があります。
- ▶ 不安に思った場合や、トラブルが生じた場合は、すぐに消費生活センター等へ相談しましょう。

長野県からのお知らせ

◎自転車乗車時には安全性が確かなヘルメットを正しく着用しましょう。

春は、学校へ入学、企業等に入社や転勤等により、通学・通勤等で新たに自転車に乗る方もいると思います。令和 8 年 4 月から、自転車の違反に青切符（交通反則通告制度 反則金の納付）が適用されることにつきましては、長野県警察（各警察署）・市町村でもポスター等でお知らせしています。当センター発行の「くらしまる得情報 2026 年春号」でも記事を掲載しています。

青切符の適用はありませんが、自転車に乗車するときにはヘルメットを着用することが令和 5 年 4 月から努力義務となっています。

国内では、ヘルメットに安全性に関する任意の規格等がありますが、公的な基準はなく、販売に関する規制もありません。

国内のインターネット通信販売サイトでは、自転車用ヘルメットとして海外の安全基準への適合をうたう商品が複数販売されていますが、基準への適合が疑わしいものもあります。

自転車用ヘルメットを購入する際には、安全基準への適合マーク表示（SG マーク、J C F マーク、C E マーク（E N 1078 の表示のあるもの）等）を選ぶようにしましょう。不明点があれば販売元に確認しましょう。

購入の際は、なるべく試着して、自分の頭に合ったものを選ぶようにしましょう。

着用時、必ずアゴヒモを締めましょう。

取扱説明書をよく読み、正しい着用をしましょう。



消費者庁イラスト集より

◎消費生活サポーター活動報告について

本年度も消費生活サポーターの皆様には、積極的にご活動いただき誠にありがとうございます。皆様の一年間の活動につきまして、「消費生活サポーター活動報告書（様式 7）」にまとめていただき、令和 8 年 4 月 30 日（木）までに当センターへご提出ください。よろしくお願ひします。

提出方法等の詳細は、別紙報告依頼通知をご覧ください。

添付資料

- 長野県消費生活センター「令和 7 年度消費生活サポーターの活動報告書について」
- 長野県消費生活センター「くらしまる得情報 2026 年春号」



長野県消費生活センター 担当：古川 宮崎
 電話：0263-87-7270 FAX:0263-40-3701
 Eメール：c-shohi@pref.nagano.lg.jp



長野県消費生活センターキャラクター
もしかっち

発行 長野県消費生活センター